

R6年12月

公益社団法人福岡県理学療法士会役員選挙実施要綱

公益社団法人福岡県理学療法士会
選挙管理委員長 秋 達也

I. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人について
 - 1) 選挙人及び被選挙人は令和6年11月30日の時点において、福岡県理学療法士会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする。ただし、選挙権及び被選挙権の資格のない者は以下のとおりとする。
 - ① 休会者
 - ② 会員資格が停止されている者
 - 2) 選挙人、被選挙人名簿の作成
令和6年11月30日時点の会員情報をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

II. 選挙の告示について

- (1) 役員選挙告示日は令和6年12月6日（金）とする。
役員選挙告示は、県士会ホームページに掲載する。
- (2) 上記（1）にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

III. 選挙される役員と定数および任期

定数

理事	定員 23名以上25名以内
監事	定員 3名以内
任期	自：令和7年6月開催の代議員総会終了から 至：令和9年6月開催の代議員総会まで

IV. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は、令和6年12月21日（土）正午～令和7年1月19日（日）正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは令和7年1月19日（日）正午とする。

(2) 受付順位

受付順位は、最終受付時刻順とする。

名簿掲載順位に関しても同様とする。

(3) 受付数が定数に満たない場合

1) 立候補者が選挙定数に満たない場合（理事23名未満、監事2名未満）は、選挙規程第24条3項に従い、その旨を福岡県理学療法士会（以降県士会とする）の理事会へ報告する。

2) 報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定時総会に理事・監事候補を推薦する。なお、推薦に当たっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・届出はWebのみとする。
- ・日本理学療法士協会マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届け出を行う。
- ・選挙サイトアクセス後、令和6年11月30日（土）時点の県士会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・立候補趣旨および略歴は、指定されたところに入力する。

<理事経歴>

現、新の中から選択することとする。

<趣旨キーワード>

7文字以内、3項目、1行とする。

<立候補の趣旨>

文字数:660文字以内（マニフェストなど含む）

一行の文字数：33文字以内

行数：20行以内

<立候補者の経歴>

略歴【所属・士会・役員（県士会事業部、役員理事、地区部長等）および日本理学療法協会に準ずる認定・専門資格等】

一行の文字数：44文字以内

文字数：440文字以内

行数：10行以内

- ・別途写真をアップロードする。

2) 写真

- ・上半身（正面）、脱帽、無背景、カラー、直近3ヶ月以内に撮影したもの。

デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は2メガバイト以内とする。

(5) 選挙運動にインターネットを利用する際の届出

SNSやホームページを利用した選挙運動を行う場合、当該SNSアカウント名やホームページのURLを記載し、選挙管理委員会のメールアドレス（XI問合せ参照）宛に提出を行う。

V. 立候補届の受理および立候補辞退

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。

選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付にならないので注意すること。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、選挙管理委員会より受理した旨の返信を改めて行う。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補届の修正

立候補届に不備があった場合、選挙管理委員会から立候補者に対して、立候補届の修正を求める。令和7年1月19日（日）正午までに修正の届がない場合は立候補届を受理しない。修正の届け出後、再度審査を行う。立候補届提出者は常に連絡を取れるようしておくこと。

(4) 立候補の辞退

立候補受付期限の令和7年1月19日（日）正午を過ぎた場合、立候補の辞退は受け付けない。

受付期間内に辞退を届け出る場合は選挙サイト上より辞退申請を行う。

立候補辞退を選挙管理委員会が受理し辞退が可能となった場合、選挙管理委員会より辞退完了の返信を行う。

VI. 立候補者一覧および選挙公報

(1) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については、令和7年1月27日（月）午前を目指に県士会ホームページ、アプリ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届の最終受理順とする。

VII. 選挙活動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙管理委員会が判断した違反の種類により、罰則を付与していく。（詳細はQ&A参照）

- 1 注意の場合は違反者本人にメールにて通達を行う。
- 2 注意を受けたにもかかわらず違反を重ねた場合、指導を行う。立候補者には指導を行った記載をプロフィールに付帯する。
- 3 虚偽記載やなりすまし、悪質な誹謗中傷を行った場合は、是正勧告を行う。その際、刑法に抵触する場合は処罰措置を行う。
- 4 刑法での処罰対象となった場合、立候補および選挙権の取り消しを行う。

VIII. 投票について

- (1) 投票期間：令和7年2月28日（金）正午～令和7年3月14日（金）正午
- (2) 投票方法：日本理学療法士協会ホームページ内のマイページにログインし、
ページ内の選挙サイトタブにて選挙サイトにアクセスの上投票する。
投票は定数内連記方式とする。
投票については以下のように取り扱う。
有効投票：選挙サイトログイン後、役員定数内で投票完了したもの。
未使用票：選挙サイトログイン後、投票活動を行ったが、持票数すべてを使い切らず、余ったもの。
白 票：選挙サイトログイン後、誰にも投票を行わず終了したもの。
無効投票：白票のみ。
定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。
立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

IX. 開票について

- (1) 開票日
開票は投票締切り後、同日に行う。
- (2) 開票立会人の選出
開票には、選挙管理委員、県士会事務局が立ち会う。
- (3) 投票データの保管について
 - 1) 投票期間中は、選挙管理委員または選挙管理委員長から指名を受けた開票立会人以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
 - 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データを

ダウンロードする。

- 3) 選挙管理委員長の指名により、開票立会人が投票システムを操作することができます。

(4) 当選人について

- 1) 理事・監事の投票は定数内連記投票であり、定数までを当選確定とし、得票数の多い順に総会の承認を得る。落選者については総会には諮らない。
- 2) 得票が同数の場合は抽選で上位者を決める。
- 3) 抽選方法として、選挙終了後、選挙管理委員および県士会事務局の対面方式での立会いの下、選挙管理委員長がExcelのランダム関数を使用し当選者を決定していく。

(5) 選挙結果の公示について

選挙結果については、速やかに県士会ホームページ上に掲載する。

X. 当選証書の発行

代議員総会にて役員の承認を得た後、当選証書を発行する。

XI. 問合せ

福岡県理学療法士会選挙管理委員会宛

【メールアドレス pt.senkan.f(a)gmail.com】に送信ください。

メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上